

第3回大阪シンポジウム 議事概要

「業務提携：社会が変わるイノベーションをどう実現するか？
～研究開発、異業種データ連携、そして独占禁止法～」

- 1 日時 令和2年11月6日（金）13時30分～17時10分
- 2 会場 オンライン形式による開催
- 3 プログラム

【開会の辞】

松島法明 大阪大学社会経済研究所教授，競争政策研究センター所長（司会）

【冒頭報告】

「業務提携に関する検討会」報告書のポイント

藤本哲也 公正取引委員会事務総局官房政策立案総括審議官，競争政策研究センター次長

【第一部】研究開発提携におけるイノベーションへの影響の独占禁止法上の評価の在り方

講演 「イノベーションの阻害を根拠とする競争法適用の可能性 —水平型企業結合及び業務提携を中心として—」

宮井雅明 立命館大学法学部教授，競争政策研究センター主任研究官

パネルディスカッション

（モデレーター）

松島法明 大阪大学社会経済研究所教授，競争政策研究センター所長

（パネリスト）

宮井雅明 立命館大学法学部教授，競争政策研究センター主任研究官

齊藤高広 南山大学法学部教授，競争政策研究センター主任研究官

福永啓太 アリックスパートナーズ・アジア・エルエルシー ディレクター

【第二部】業種横断的データ連携型業務提携の現状と独占禁止法上の論点

講演 「MaaS の現状と将来像：海外と日本の交通業界の違いから考えるデジタルプラットフォームのあり方について」

日高洋祐 株式会社 MaaS Tech Japan 代表取締役 CEO

パネルディスカッション

（モデレーター）

酒匂景範 大江橋法律事務所弁護士

（パネリスト）

日高洋祐 株式会社 MaaS Tech Japan 代表取締役 CEO

落合孝文 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業弁護士

泉水文雄 神戸大学大学院法学研究科教授

渡辺安虎 東京大学大学院経済学研究科教授，東京大学エコノミックコンサルティング株式会社取締役

【総括コメント・閉会の辞】

根岸哲 神戸大学社会システムイノベーションセンター特命教授

4 講演等の概要

(1) 開会の辞

松島法明 大阪大学社会経済研究所教授, 競争政策研究センター所長

冒頭に、公正取引委員会競争政策研究センターが開催した「業務提携に関する検討会」の報告書のポイントについて報告していただく。

第一部では、様々な形態の業務提携のうち研究開発提携に着目し、提携に参加できないことや提携で生み出された成果物にアクセスできないことなどによりイノベーションが阻害されるとの指摘があることを踏まえ、研究開発提携による技術開発競争やイノベーションへの影響評価の枠組みなどについて、論点や課題を整理していただく。

第二部では、最近異業種の事業者同士が提携して社会課題を解決しようとする MaaS (Mobility as a Service) やスマートシティといった取組が見られるようになったが、それにより事業活動に新しい知見やアイデアをもたらす一方で、データの不当な収集や囲い込みにより事業者間の競争を阻害し得るとの指摘があることを踏まえ、異業種の事業者同士でデータ連携型の業務提携を行う場合における現状や独占禁止法上の論点を整理していただく。

最後に、同検討会で座長を務められた神戸大学の根岸特命教授から、本日の講演や議論を踏まえた総括コメントを頂戴する。

(2) 冒頭報告

藤本哲也 公正取引委員会事務総局官房政策立案総括審議官, 競争政策研究センター一次長

業務提携は多くの場合は事業の効率化等を通じて競争促進的な効果が期待されるが、一方で態様によっては競争制限的な効果も生じることを踏まえ、独占禁止法上の問題が生じる場合の考え方を明らかにすることを目的に有識者からなる検討会を開催し、体系的な考え方や類型ごとの具体的な考え方を整理した。

合併は、会社が完全に一体化し、その場合における独占禁止法上の考え方は企業結合ガイドラインで体系的に整理されている。業務提携は、提携当事者の行動が一定程度一体化するため企業結合と類似した性格があるが、一方で、事業活動上の具体的な行為であって提携当事者間に引き続き独立して行動する余地があるため特有の性格もある。これらのことから、業務提携による競争への影響評価については、企業結合との類似性から企業結合ガイドラインの考え方を踏まえつつ、業務提携特有の性質も取り入れて整理することになる。具体的には、類型ごとに「競争者同士の水平的な業務提携」と「取引段階を異にする事業者同士の垂直的又はそれら以外の混合的な業務提携」に整理した上で、それぞれ「各提携当事者の事業活動の一体化の観点からの評価」と「業務提携に伴

う提携当事者間の付随的な取決めについての評価」の二段階で評価する。

水平的な業務提携では、次のとおり段階的に競争への影響を評価する。提携当事者の事業活動が一体化される程度が大きければ競争が失われる程度も大きくなるため、提携当事者の事業活動がどの程度一体化されるのかを評価する。また、提携当事者間の競争が制限される場合には、市場全体に与える影響として「提携当事者間の競争が失われて一体化することにより、市場にどのような影響を与えるか」、「提携当事者以外の競争者との協調的な行動の可能性はあるか」との視点で評価する。これらのほか、各提携当事者の事業活動を一方的又は相互に拘束するような付随的な取決めがあるかどうかとも評価する。

垂直的・混合的な業務提携では、競争関係にはなく取引段階を異にする事業者同士が提携することにより、提携当事者以外の事業者の取引機会が奪われる可能性が大きくなるため、提携当事者間での閉鎖性・排他性や協調的な行動の可能性に着目して評価する。これらが生じる場合、市場全体に与える影響として「市場の閉鎖性・排他性が生じる可能性があるか」、「提携当事者以外の競争者との協調的な行動が生じる可能性があるか」との視点で評価する。また、水平的な業務提携と同様に、各提携当事者の事業活動を一方的又は相互に拘束するような付随的な取決めがあるかどうかとも評価する。

近年のビジネス動向として、データの共同収集や利活用を目的又は事業活動の基盤とする業務提携が活発化している。代表的なものとして、スマートシティやMaaS等の「社会課題解決型ビジネス」や、データを総合的に分析して新商品の開発等に役立てる「データ駆動型ビジネス」が挙げられ、データの不当な収集や囲い込みによる独占禁止法上の問題が指摘されている。

データ駆動型ビジネスには「直接・間接ネットワーク効果」、「規模の経済性、範囲の経済性」、「データ集積が一定の閾値を超えた場合にデータ集積が持続的・増幅的に向上」といった性格があるため、独占化・寡占化しやすい特徴がある。これらを踏まえると、独占禁止法上問題になり得る状況として、「提携当事者が現に市場支配力を有している場合に、その力を用いて他の事業者の排除や競争制限的な合意を行うケース」、「データを収集・集積する過程において、正常な競争手段の範囲を逸脱するような人為性を有する行為を通じて、市場支配力を形成するケース」に大別される。

データ連携型業務提携では、事業活動が「データ連携に向けた標準化活動」、「データ共有等を通じた集積・解析・新データ創出に係る活動」、「創出データを利用した技術や商品・サービスに係る事業活動」といった3段階に大別され、各段階において「提携当事者以外の事業者の参加制限」、「正常な競争手段の範囲を逸脱するような人為性を有するデータ収集」、「創出データの一方的帰属や利用制約」等の行為により、独占禁止法上の問題が生じ得る。

(3) 第一部：講演

宮井雅明 立命館大学法学部教授、競争政策研究センター主任研究官

イノベーションの促進は競争法の関心事であるが、それはイノベーションの阻害を根拠として競争法違反を認定することが常に可能であることを意味するものではない。この背景には、大規模デジタル・プラットフォーム事業者の台頭によって競争における価格の重要性が低下しつつあり、また、デジタル・プラットフォーム事業者の大規模化によってイノベーションが停滞し又はその方向性が歪められているのではないかとの懸念がある。

イノベーションで競争し合っている企業同士が結合すると、一方当事者のイノベーションが中断され、それによりイノベーションが阻害されるのではないか（将来の製品競争が内部化するのではないか）とする考えがある。この理論に基づいて競争法を適用した画期的な事例として、EUにおける「Dow と DuPont の企業結合」が挙げられる。この事例では、イノベーション競争の場として「イノベーション・スペース」の概念を用いており、開発段階のパイプライン製品だけでなく製品の有効成分の発見段階での「ライン・オブ・リサーチ」においても当事会社の活動が重複している分野について企業結合によるイノベーション競争への影響を問題とし、影響評価の間口を広げたことが画期的な法適用であった。この場合の theory of harm（競争制限の発生メカニズム）として、「企業結合がなければこの企業間にはイノベーション競争があり得るが、企業結合によって一方当事者のプロジェクトが中止・方向転換・遅延になる可能性が生じ、当事会社間のイノベーション競争を消滅させる上に研究開発投資も減退させる」こととなり、もって規制することができることを示したものである。なお、これは、各企業による価格競争が企業結合によって消滅するという単独効果の理論をイノベーションに応用したものである。

業務提携とイノベーションの接点として、各提携当事者が独立した事業者として行動する余地が残されていることが挙げられ、これはイノベーションを阻害しそうな企業結合の代替策にもなり得る。すなわち、異なる研究開発機構が有する企業間のシナジー効果に期待して共同研究を進めながら、その成果を更に開発・商業化するという点では、提携当事者間の競争の余地を認めることが業務提携では可能になる。

業務提携に伴うイノベーション阻害について考え得る theory of harm として、提携当事者間におけるイノベーション競争の回避がある。従来、研究開発が競争の重要な要素であるほど協調行動や逸脱の監視・逸脱への制裁が成立し難く、イノベーション競争を回避するカルテルが実際に起こる可能性は低いと考えられてきたが、環境によってはそのようなカルテルは生じ得るのではないかと思われ、再検討する余地がある。

水平型企業結合におけるイノベーション競争の阻害を分析するツールはまだ未成熟であり、当事会社の内部文書に依存する傾向は強いと思われるが、そのようなツールの開発自体は諦めるべきではない。ただ、企業結合審査における反競争効果の予想の時間軸が長期化することは避けられず、それに伴い反競争効果の蓋然性の程度やその程度の許容範囲についても再検討が必要だと考えられる。また、業務提携において複数の業種にまたがるエコシステムの在り方を巡って業種間で主導権争いが生じる場面では、利害がまとまりやすいために協調行動が生じ、イノベーションの阻害に繋がる可能性も考え

られる。

(4) 第一部：パネルディスカッション

(モデレーター)

松島法明 大阪大学社会経済研究所教授，競争政策研究センター所長

(パネリスト)

宮井雅明 立命館大学法学部教授，競争政策研究センター主任研究官

齊藤高広 南山大学法学部教授，競争政策研究センター主任研究官

福永啓太 アリックスパートナーズ・アジア・エルエルシー ディレクター

(松島教授) 宮井教授の講演を受けて，まずは Dow と DuPont の企業結合審査における経済分析について議論したい。

(福永ディレクター) Dow と DuPont の企業結合審査では，イノベーション・スペースにおいて当事会社が密接に競争しているかどうかの特許データを使って分析・評価されるとともに，当該企業結合によりイノベーション・スペースにおける競争が制限されるかどうかを経済学文献に基づき評価された。

「特許データを使った分析・評価」として，当局は，自社以外の後続特許の引用回数に基づき当事会社のシェアを算定したところ 30～40%や 50%を超える分野があることなどを勘案して，イノベーション・スペースにおける当事会社の競争力が強いと評価した。しかし，特許データを使って分析することには長所と短所があると思われる。特許を取得することが一般的な産業や事業では特許データを使って競争力を分析することは有効である。一方，特許データの取得は常に容易とは限らない上に，特許を取得することが一般的でない産業や事業ではどのようにしてデータを収集するかが問題となる。R&D 無形資産が特許化されない場合，例えばアルゴリズムやノウハウなど特許化されない企業秘密が対象となる場合については，同じ分析手法の適用は難しいだろう。また，特許データの分析自体についても，引用回数に基づくシェアが 10～20%の競争者の牽制力は小さいと評価することができるのかという疑問がある。さらに，特許の強さを示す各種特許スコアなどを用い，多角的に評価する必要性も考えられる。これらのように，Dow と DuPont の企業結合審査では，特許データを使って競争力を分析すること自体は画期的ではあるが，更に改善する余地があると思われる。

「経済学文献に基づく評価」として，28 本の主な経済学文献が詳細に検討された。製品市場における競争がイノベーションを阻害する可能性を示唆する経済学文献もあるが，イノベーション競争がイノベーションを促進するという経済学文献の方が大勢であると当局は結論付けた。効率性改善効果については深く検討されなかったが，補完的な技術を有する企業同士の統合については，統合後の研究開発活動が活発になるとする研究結果もあり，統合後の研究開発の成功確率の上昇や競争法規制のリスクの低減も考えられる。

(宮井教授) 目に見えない無形資産の重要性を含めた企業の研究開発能力を評価することは非常に難しく、企業結合審査においてどのように適用していくのか見出されていないと思われる。R&D 資産の定量的な把握についての提案も見られるが、現段階ではまだ具体的には数値化できていないだろう。

(齊藤教授) 従来であれば製品や技術に着目して市場を画定し、価格の弾力性などから市場支配力を評価するが、本件では所有する特許数や引用数を手掛かりにイノベーション能力を測定し、R&D のうち R (研究) に着目して企業結合審査が行われたことが非常に画期的だったと思う。一方、それは法的側面からは立証のコストがかかることや、イノベーション・スペースが適用できるケースを明確化すること、特許を市場支配力の形成にどのように紐付けるのか、といった点について更に詰める必要があるだろう。

(松島教授) 次の論点として、情報提供に関する提携を念頭に、研究開発投資における反競争効果について議論したい。

(齊藤教授) 業務提携では提携当事者間でデータを共有することになることを踏まえ、EU において提唱されている Extended Vehicle の概念について考察する。これは、①例えば自動車の保守点検業者のような独立系サービス提供者に対してデータへのアクセスが制限されると、独立系業者が活動するアフターマーケット市場や補完的なサービス市場における競争が制限される、②データの貯蔵・管理・接続等の仕様や基盤を担う、より優れた他の代替的なシステムの芽を摘んでしまう、③一旦ロックインされたユーザーが選択肢を奪われてしまう、といった競争法上の問題をもたらすのではないかと考えられている。

また、業務提携による標準化の theory of harm として、①製品の差別化の程度を減少させて特定の製品を市場から退出させること、また、情報交換や接触の機会が増加することで、協調行動を容易にする、②標準競争下において詳細な技術仕様が採択されると、競合技術・企業が参入障壁に直面して技術開発やイノベーションを制限する、③一定の事業者のアクセスを不当に制限することで競争制限効果が生じる、といった問題がある。

データの連携やデバイスの仕様をめぐり、本来は異業種や取引相手であっても部分的に競争関係になり、利害関係人も増えていく。データの取扱い、互換性、ゲートウェイ管理は、製品開発等の企業戦略を左右し、収益性にも直結する。また、消費者の利便性や利益にも大きな影響を及ぼす。利用範囲が広くて利害関係人が多く、合意形成や意思決定が遅延化するおそれがあるが、標準化の設定手続や適合性審査では意思決定過程の透明性やオープンかつ民主的な手続の公正さが求められる。

(福永ディレクター) 研究開発における業務提携が技術革新に与える影響について考察する。経済理論からは、研究開発において当事会社間が競争関係にあり、一方の当事会社の成功がもう一方の当事会社の利益を減らす関係にある場合には、業務提携により研究開発の総量を減少させるおそれがある。ただし、業務提携による効率性改善効果が大きい場合には、競争促進効果が生じ得る。実証研究からは、業務提携

が研究開発投資や特許取得を促し、研究開発のパフォーマンスを上げるとする結果が得られている。

また、企業結合については、研究開発活動を減殺するという実証研究がある一方、当事会社の技術が補完的である場合には研究開発のパフォーマンスを上げるとする結果もある。仮に製品市場で競争関係にある当事会社間の研究開発における業務提携であったとしても、販売など他の経済活動の独立性が確実に維持されていれば、業務提携による効率性改善効果を企業結合審査よりも積極的に評価すべきと考える。

(松島教授) 企業結合が研究開発活動を減殺するという指摘について、確かに当事会社間で重複している投資があればそれを解消しようとするのが推察できるが、そうだとすると無駄な投資をしているという側面があるとも考えることもできるだろう。競争が弱くなって研究開発活動の程度が下がる結果となることは、無駄な投資が減るというプラスの効果も考えられるが、実務ではそのようなことを定量的に評価しているのか。

(福永ディレクター) 今般調査した結果では医薬分野の経済学文献が多く、統合後の研究開発活動への投資額の観点からは、必ずしも統合が研究開発活動を増加させるという証拠は得られず、むしろ減殺するという結果が得られている。また、当事会社双方の研究開発活動に補完性がある場合には効率性改善効果が見られることが文献で指摘されている。

(松島教授) 公開データがあり実証分析ができる環境でなければ研究が進みにくく、そのため医薬に重点を置いた研究が多く見られるのだろう。アルゴリズムやノウハウのようにデータを基に分析することが難しい場合にどのように対処すべきかという重要な問題は依然として残っている。

(5) 第二部：講演

日高洋祐 株式会社 MaaS Tech Japan 代表取締役 CEO

MaaS では、バスや電車などの公共交通の事業者とタクシーやカーシェアなどのオンデマンド交通の事業者を繋ぎ、また、スマートフォンの普及やニーズの多様化を受けた端末決済を行うために通信事業者と連携し、MaaS の統合サービスを提供する事業者と提携し、さらに、都市計画の観点から行政機関とも連携するなど、各方面の事業者等が互いに連携し合うこととなる。交通事業者とユーザーの間に MaaS オペレーターが介在し、統合的にサービスを受領し一元的に提供することで最適化を図ることができ、社会課題の解決にも寄与する。

MaaS で何を目指すべきかを考えるに当たり、チャールマース工科大学における MaaS のレベル定義が参考になる。連携がない段階はレベル 0、Google Map やナビタイムなどの情報提供を連携する段階はレベル 1、予約と決済を連携する段階はレベル 2、サブスクリプションなどサービス提供を連携する段階はレベル 3、環境負荷を減らすために公

公共交通の利用促進を図るなど行政機関の政策と融合し官民が連携する段階はレベル 4、といったように MaaS のレベル定義は 5 段階に分けられる。

都会における混雑の解消、地方における過疎化や公共交通機関の維持、高齢化による交通事故の回避など、日本には解決すべき各種の社会課題があり、それらは単体の事業者だけで解決できるものではないため、MaaS や更なるプラスアルファの連携が必要になる。

MaaS におけるエコシステムとして、MaaS グローバル社が次の 3 形態に整理している。1 つ目は、特定の MaaS アプリ運営事業者が交通を独占し、あらゆる交通サービスを提供することができる状態である。2 つ目は、公共交通機関同士が提携する状態である。3 つ目は、ローミングシステムにより自由競争下で誰でも参入することができる状態である。どのような形態で MaaS を普及させるべきか、産官学で議論が進められている。

日本の公共交通は欧州とは多少事情が異なり、鉄道事業者が 200 社超、バス事業者が 800 社超、タクシー事業者が 10,000 社超と多数存在し、民間事業者が主体で互いに競争関係にあり、業務提携に際して合意形成が容易ではなく時間を要することが課題である。

最近行われている実証では、公共交通やモビリティサービスを統合・接続する MaaS にとどまらず、小売、不動産、医療、金融など異業種サービスとの統合・接続や、更に町全体の最適化を図るためのスマートシティの実現への拡大など、モビリティ関連のデータの融合・利活用により幅広い連携が進められている。

(6) 第二部：パネルディスカッション

(モデレーター)

酒匂景範 大江橋法律事務所弁護士

(パネリスト)

日高洋祐 株式会社 MaaS Tech Japan 代表取締役 CEO

落合孝文 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業弁護士

泉水文雄 神戸大学大学院法学研究科教授

渡辺安虎 東京大学大学院経済学研究科教授、東京大学エコノミックコンサルティング株式会社取締役

(酒匂弁護士) MaaS におけるデータ連携は、競争にどのような影響をもたらすことが考えられるか。

(渡辺教授) 鉄道、バス、タクシーなど様々な業態が一体化すると規模の経済や範囲の経済が働きやすくなり、業務提携による効率性向上効果が大きくなると一般に考えられている。また、データを取り扱うビジネスでは、特定のプラットフォームにデータが多く蓄積されると、ネットワーク外部性により更にデータが蓄積され、蓄積されたデータに基づき競争優位が生まれて市場支配力を強めることになるかと一般に考えられているが、実はそのようなケースは限定的ではないかと私は考えている。

すなわち、例えば、客は商品が多い EC サイトで購入しようとし、一方、販売業者は客が多い EC サイトに出店しようとするを踏まえると、確かにネットワーク外部性が働くことにはなるがそれは事業構造自体が大きなネットワーク外部性を有しているのであって、データの蓄積に起因したネットワーク外部性は限定的ではないかと考えている。

(酒匂弁護士) いわゆるデータ連携型の業務提携には競争促進的な側面と競争制限的な側面があるとされているが、独占禁止法上どのような問題が多く生じると考えられるか。

(泉水教授) MaaS のような異業種の事業者同士の業務提携では、競争者間の水平型の協調関係や競争回避はあまり考えられず、しかも垂直型や混合型の市場閉鎖もあまり考えられない。むしろ、業務提携により新しいサービスが提供されることで競争促進効果が生じる側面が大きいのではないと思われる。ただし、現実的には業務提携による競争者排除の可能性も考えられる。

一方、業務提携に関する検討会の報告書では、MaaS 等の業務提携において独占禁止法上問題となる行為類型として主に 4 つ挙げている。1 つ目は、必要な範囲を超えて過剰にデータを共有することであり、それ自体が直ちに独占禁止法上問題となるわけではないと思われるものの、提携当事者間のカルテルを誘発するおそれがある。2 つ目は、業務提携により創出したデータへのアクセスを提携当事者が共同で拒絶するものである。3 つ目は、業務提携により創出したデータを利用した新たなサービス提供において、提携当事者間で競争制限的な合意をするものであるが、この場合は非ハードコアカルテルとなり正当性や手段の相当性などを踏まえて違法性が評価されるものと思われる。4 つ目は、業務提携による成果を一方当事者に帰属させたり成果の利用を制限したりするものである。

(酒匂弁護士) 事業者がデータ連携型の業務提携を行うに当たり、どのようなことに注意すべきか。

(落合弁護士) 公正取引委員会が公表した家計簿サービスに関する実態調査の報告書では、競争者を市場から排除するなど不当な目的を達成するための手段として電子決済等代行業者との取引を拒絶したり情報の取扱いを制限したりする場合には独占禁止法上問題となるおそれがあるとしており、これは MaaS においても参考になる。

MaaS では、まずは運行時刻といった運行に必要な情報の連携が行われるが、このような基本情報は有償等の条件が設定される場合もあることを踏まえると、データの囲い込み、データの利用に関する厳しい条件設定等の行為が想定されるため、事業者はそのような行為が生じないように注意する必要がある。

(酒匂弁護士) データの取得に関して、実務における事業者の考えや不都合なケースなどはあるか。

(日高 CEO) 例えばタクシーが客を乗せて運行した際のデータを集約することで、そこにバスを運行させて客を奪うことができるなど、他社の移動サービスの利用実績データを活用することで自社の事業を拡大させることができる可能性がある。そのた

め、実務ではそのような利用実績データを自由に何の制約もなく競合他社も使うことができるようになることは考えにくい。

(酒匂弁護士) 今後、異業種の事業者間において様々なサービス連携が行われるようになると考えられるか。

(日高 CEO) 1 業種に 1 社しかいない状況や国が事業を運営している状況においては、サービス連携が進みやすい。欧州などでは国の権限によりそのような連携を進めやすいが、一方、日本では各業種の中で複数の民間事業者が競争し合い、データが事業秘密として扱われる傾向にあるため、互いにデータを制約なく活用し合うようなサービス連携は進みにくいと思われる。

(酒匂弁護士) 異業種の事業者間による業務提携が行われた場合に、データが特定の事業者に集中すると、競争にどのような影響をもたらすことになるか。

(渡辺教授) データは普通の財と比べてかなり特異で、exclusive であって non-rival な特性がある。すなわち、他社がデータを使用することを排除することはできるが、自社がデータを使用する一方で他社が当該データを使用してもその価値は直接的には下がらない。このような場合、経済学的には「全て開放すれば良い」と考えられる。そのため、特定の事業者にデータが集中することで当該事業者に過度に競争力を与えるような状態が本当に生じるのであれば、基本的には API 等によりデータを開放して誰でも使用できるようにすべきだろう。ただし、それによりデータが non-exclusive であり non-rival になると公共財になり、データを無料で開放させられるならばデータを整備しようとするインセンティブが無くなるおそれがある。

(酒匂弁護士) A と B のサービスを提供するプラットフォーム事業者 X と、A と C のサービスを提供するプラットフォーム事業者 Y がいて、X と Y が企業結合や業務提携を行う場合に、独占禁止法上検討すべき市場についてどのように考えるべきか。

(泉水教授) A については競争関係にあるため、水平型の企業結合の分析方法を採ることになるだろう。その際にデータが重要な市場であるならば、データを統合することによって競争を制限することになるかどうかという観点で A 市場の競争状態を判断することになる。一方、共通の A 市場が川下で、投入物の B 市場と C 市場が川上にある場合には、垂直型の企業結合の分析方法を採ることになるだろう。その際に、投入物閉鎖による市場閉鎖が生じないかどうかに着目することになる。また、B と C が補完関係にある財の場合には、混合型の企業結合の分析方法を採ることになるだろう。

(酒匂弁護士) そのように複数のサービスを提供するプラットフォーム事業者間の競争を検討するに当たっては、個々のサービスの市場における競争について検討することで十分と言えるのか。

(泉水教授) デジタル・プラットフォームの特徴として二面市場・多面市場があり、すなわち複数の市場が存在し、各市場の間に間接ネットワーク効果が生じて各市場に影響を与えることになるため、そのようなデジタル・プラットフォーム特有の問題を考慮して競争への影響を検討する必要がある。

(渡辺教授) 例えばZホールディングスとLINEの企業結合では、コード決済市場でお金を払う消費者と決済端末を使う事業者の両側の市場があって互いに影響を与え合うため、両側から構造推定モデルを使って経済分析により価格弾力性などを推定する必要がある。

(酒匂弁護士) 異業種の事業者間で業務提携が行われる場合に、事業者はどのようなことに注意する必要があるか。

(落合弁護士) 提携事業者同士の共同行為として、価格も提携対象になる場面がある。国土交通省が都市と地方の新たなモビリティサービスの懇談会を開催した際の取りまとめでは、地方都市型においては過疎化などを背景に交通サービスを維持するために運賃を調整することも必要として独占禁止法の適用関係に言及している。このように、一定の供給量を確保するために運賃、運行量、運行スケジュール等を総合的に調整することも考えられ、その際に独占禁止法の適用関係についても議論することが重要になると思われる。

(7) 総括コメント・閉会の辞

根岸哲 神戸大学社会システムイノベーションセンター特命教授

本日のシンポジウムでは、最近の理論的及び実務的な問題の解明に向けて充実した議論が行われた。法学と経済学、更に経済学では理論と実証の観点から協働の在り方をどう考えるか、非常に重要な点が議論された。

第一部では、研究開発の業務提携におけるイノベーションへの影響について議論されたところ、業務提携に関する検討会ではプラスとマイナスの両方の影響についての検討を試みたものの半ばでとどまったため、本日の議論により深掘りすることができた。また、第二部では、最近見られるようになったMaaSを例示して異業種の事業者間の業務提携について議論されたところ、業務提携に関する検討会では近年重要性を高めている業種横断型やデータ連携型の業務提携における独占禁止法上の問題について検討したものの、そのようなビジネスは登場して時期が浅いこともあり問題提起や議論の入口にとどまったため、本日の議論では法学と経済学の関係やデータの扱い方について重要な指摘をすることができた。

以 上